令和６年度第４回北区子ども・子育て会議　議事要旨
（令和６年度第４回（通算 48 回）北区子ども・子育て会議）

［開催日時］　令和７年３月２６日（水）午後６時３０分～午後８時５０分

［開催場所］　北とぴあ１４階スカイホール

［次　　第］

１　開会

２　子ども・子育て施策等に関する報告事項

①第３期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施結果について

②山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施について

③令和７年４月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について

④北区児童相談所等複合施設開設に向けた進捗状況について

⑤学童クラブの定員変更について

⑥「東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

⑦ファミリー・サポート・センター利用助成事業の開始について

⑧北区協力家庭ショートステイの実施について

⑨子どもの権利に関する取組について

⑩令和６年度　家庭教育学級及び家庭教育力向上推進事業の実施について

⑪令和７年度子ども未来部の組織改正について

⑫令和７年度予算案主な事業（抜粋）について

３　その他

４　閉会

［出席者］　岩崎美智子　会長　石黒万里子副会長　小林宏一郎　委員
田崎　郁恵　委員　中村　章子　委員　我妻　澄江　委員
太田　京子　委員　柴田　重臣　委員　鈴木　將雄　委員
田邉　　茂　委員　大島　幸子　委員　関口　泰正　委員
田窪　和美　委員　三田　理恵　委員

［配布資料］

資料１	第３期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの実施結果について
資料２	山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施について

資料３	令和７年４月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について
資料４	北区児童相談所等複合施設開設に向けた進捗状況について
資料５	学童クラブの定員変更について
資料６	「東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について
資料７	ファミリー・サポート・センター利用助成事業の開始について
資料８	北区協力家庭ショートステイの実施について
資料９	子どもの権利に関する取組について
資料１０	令和６年度　家庭教育学級及び家庭教育力向上推進事業の実施について
資料１０-②	（資料１０の添付資料）令和６年度　家庭教育力向上推進事業についての調査表【Ａ３資料】
資料１１	令和７年度子ども未来部の組織改正について
資料１２	令和７年度予算案主な事業（抜粋）について
参考資料	委員名簿・事務局名簿・席次表

【会長】
皆様、こんばんは。それでは、定刻になりましたので、令和６年度第４回、通算４８回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。
本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
さて、今年度は第３期北区子ども・子育て支援事業計画策定に向けた検討をはじめとして、子どもや子育て支援に関する様々な取組を行ってきました。
本日は、今年度最後の子ども・子育て会議となりますが、皆様には１年間子ども・子育て会議における議論、また会議運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。
さて、３月の下旬に差しかかりまして、暖かい日といいますか、今日は暑いくらいですが、そういった日が増えてきました。北区は桜の咲き誇る時期に入ります。ご関係の皆様におかれましては、引き続き、子どもたちや子育て家庭への支援が止まることのないように、今後とも皆様のお力をお借りできればと思います。
それでは、初めに、事務局からお願いいたします。

【事務局】
まず最初に、委員の退任についてご報告をします。公募委員の辻村委員ですが、このたび区外へ転居されたということで、この会議の委員の継続が難しいということもあり、申出がありましたので、会議の前にそのような形でのお申出を受けまして、ご退任になりましたことをご報告します。なお、この第６期の子ども・子育て会議の委員の任期が８月ということですので、このタイミングでは追加の補充という形の募集は行わないということにしたいと思っています。

【会長】
ありがとうございます。委員退任に関するご報告でした。
それでは、引き続き、事務局からお願いします。

【事務局】
―出欠確認・資料確認―

【会長】
ありがとうございました。
それでは、次第２、子ども・子育て施設等に関する報告事項ということで、まず①第３期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施結果について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】
それでは、ホチキスとじの資料、次第をおめくりいただきまして、資料の１からです。第３期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施結果についてということで、３ページからになります。

タイトルのとおり、パブリックコメントを実施しましたということでのご報告です。
おめくりしまして、４ページ横となります。４ページからになります。
パブリックコメント、令和６年の１２月半ばから年明けまして今年の１月半ばまで、パブリックコメントを実施したところです。
意見提出者９名の方から３３件のご意見をいただいたところです。
先に、１３ページのほうに進みまして、結論のほうから申し上げますと、大きな修正ではなく、それぞれの箇所における文言の使い方、一部字句訂正等も含めまして、そういったところを中心に修正をしました。
４ページ以降がいただいた意見になるのですが、基本的には方向性として同じような方向性のところが多かったところと、あと支援事業自体ではなく、その事業を実際に運営していくに当たっての要望とか、こういった進め方を望む、そういう意見が非常に多くございましたので、それについて区の考え方としてはもちろんご回答するところは回答しているというところですが、計画自体についての修正というのは、基本的には大きく修正の方向を変えるというものはなかったところです。
６ページ以降から、各事業についての要望というか、ご意見になっております。
例えば、７ページの産後ケア事業、こちらについては比較的関心の高いところで、各事業に対する運営の仕方についてのご提言をいただいているところ。
それから、８ページのほうにまいりますと、中の１４、１５辺りが、新しくこの第３期の計画の中で、一つの目玉の児童育成支援拠点事業です。対応を早めにというところで、準備も含めてこちらのほうでは対応していきますとなっています。すぐに人や箱というか、施設をすぐにつくる、用意することはなかなか難しいところも含めまして、このような対応をしていくところです。
それと、９ページの一番下、２２番からは学童クラブ、こちらも非常に関心の高いところでありまして、いろいろな形でのご要望をいただいているところになっています。
そうしたところを踏まえまして、一番最初に、冒頭にお話ししましたとおり、修正については、こういった形での修正、目次の追加、誤字脱字、表現の工夫となっています。

【会長】
ありがとうございます。それでは、皆様から、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

【委員】
今の資料の中で５ページのところで、子どもセンターに移行のところが文章であります。それで、ご質問に対してお答えが、令和９年度に乳幼児、保護者への支援、中高云々と書いてあって、全ての事業。令和９年度に移行すると書いてありますが、こちらのほうのこの資料の中には１０年に推進をするというところに、あちらこちらで文言が出ているのです。
私ども、東十条東のかつてもうしばらくしたら、というか、王子第一小学校が、わくわくをやるようになったら、子どもセンターになると言っていたのが、直前に何か役所の事情があって中止になりました。その後、再開の話は、少なくとも私は聞いてないんですけ

ど、ご事情があって、改めて９年目からスタートするということがあったようですけど。異議を申し立てるのではなくて、ちょっとご質問で、その経緯が分からないので教えていただければいいかと、かように思います。お願いします。

【事務局】
今のご質問ですが、基本的にまず事実から申し上げますと、令和９年度から子どもセンター化、ティーンズセンター化することは、これはこのようになっています。これは経緯と言いますか、昨年度に経営改革プランというものがありまして、そこの中で児童館については、令和９年度から子どもセンター、それからティーンズセンターになっていくことが決まりましたので、そこでこういう形で決まったという経緯です。
以上です。

【委員】
急遽になったことは異議ありませんので、経緯が分かれば結構です。ありがとうございます。

【会長】
ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、②に行きたいと思います。山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施について。事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】
１９ページまでお進みをお願いします。１９ページになります。資料２です。
山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施についてということで、こちら昨日、議会のほうで予算の議決をいただいたところですが、こちら新規事業です。
要旨のところにありますとおり、山形県の戸沢村から北区の子ども食堂で、お米をたくさん戸沢村で取れますので、お米をぜひ役立ててほしいということで、子ども食堂に２００キロ超の寄附をいただいているところです。
その戸沢村のほうから、ぜひ子どもとの交流も進めていきたいというお申出がありました。この間、北区のほうでも、子どもたちの体験の機会を充実させようというところ、この文中にもありますように、非日常の自然体験や様々な社会体験と人的交流を行う「体験の機会」は、子どもの成長に大きな意味を持つところで、「体験型の子ども事業」の充実をしていく方向性を持っているところで。今後のまた戸沢村との友好関係も深めていこうという趣旨も含めまして、本事業を実施するものです。
参考までに、子ども関係のセクションではないですが、地域振興部では友好都市の酒田市、それから防災協定を結んでいる和歌山市とも、こういった交流事業を進めて体験の場を設けていこうというところで事業を実施しているのが、今年度の北区の方向性です。
２番の事業の概要、これ予定ですが、夏休み期間の日にちを設けまして、２泊３日で区内の子ども食堂に通う児童・生徒１０名程度を戸沢村のほうに派遣の形で実施をするものです。

あわせて、児童・生徒が通っている子ども食堂からも付添いという形での大人を随行させることについての費用も含めてのことです。

実施内容としましては、大自然に囲まれた戸沢村ですので、自然の体験、東京ではなかなか味わえないような自然の体験、それから、農業が盛んなところですので農業体験、そして、戸沢村にも児童・生徒がいらっしゃいますので、そういった児童・生徒との交流事業を予定しているところです。

過日、戸沢村のご担当者の方と大きい意味では調整をしまして、方向性としてはこれでやっていきましょうと。今後、日程を決めながら、どういった事業が子どもたちにとって有意義かどうか、そういうのを含めて検討していこうということになっています。

今後の予定では、先ほど来申し上げましたが、夏休みの実施におきまして、５月ぐらいから募集をできればと考えているところです。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。皆様から何かご質問等がありますでしょうか。

【委員】

今回、１０名ということで、今後選定というのですかね。行きたいというお子さんがどれぐらいの割合でいるのかというところもあると思いますし。いわゆる、子どもだと仲のいい子と一緒に行きたいとか、その辺りもあると思うのですが。区内で１０名と、結構多いのか少ないのか、はてななのですが。初めての事業で、新規事業で１０名というのはいいことだとは思うのですが、実際、具体的に選定と思ったときに、どのように決定していくのかというのが素朴な疑問です。

【事務局】

まず、この選定のことについても、課内で検討しているところなのですが。基本的には募集を子ども食堂内にかけまして。想定されるのは、なかなか１人では行きづらいのかというところで、一つの例えば子ども食堂で３人程度が来ていただくと。そこで付添いの方がお一人来ていただく。それが子ども食堂だと９人ぐらいかなという、あくまでもイメージですが。幾つか子ども食堂に聞いたところ、手を挙げたいところも聞いているのですが。開けてみて、非常に募集人数が多かった場合は、どうしても予算の関係もあって抽選となるのですが、それがまた、それだけのニーズがあるということであれば、次年度の事業にまた拡大ということも含めて検討できればと思っています。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

何度も戸沢村からのお米をいただいて、「子ども食堂」で子どもたちに食べさせているので、寄附してもらってみんなが食べているお米が取れるところなんだよということで、関連性があっていい事業かと思います。でも、今ご質問があったように、どんなふうに１０名を選ぶんだろうと。お友達とも一緒に行きたいし、兄弟が２人、３人といれば、上の子が行くなら下の子も行きたいと。何かそこら辺で、なかなか１０名は微妙な数だと思いつつ、事業としてはいいアイデアかな、企画かなというふうに感じます。

【会長】

なかなか、その辺が難しいところですが、ご検討いただきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に行きたいと思います。③です。令和７年４月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

２１ページ、資料３をお願いします。令和７年４月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策ということです。

これ、時点が少し古いというか、ちょっと前なのですが、申込者数が（１）からですが、新規の申込者数が上段のほうになって、昨年、１年前と比較しての数字を載せているところです。１歳児がやはり一番申込みが多いところは例年どおりかと思っていますが、全体としてはそんなに大きく増減もないのかなというところになります。

２番目の入所保留者数、ここがいわゆる希望の園に入れなかったという方の数になるのですが。先に、この（４）のほうを見ていただくと、例えば１歳児と２歳児を見てみますと、令和７年の入所保留者数（２）のところは、１歳児２７３人となっているところですが、実際にはここの中で、もしも希望の園に入れなかったら、いわゆる待機というか。待機ということはないのですが、入らないで自宅でお子さんの面倒を見る、世話をするということで、入らなくても大丈夫だということの数も含まれています。おおむね９０から１００人程度がそういった形でもいいということは、保育課のほうで実際に受け付ける際に聞いているところです。そうすると、おおむね１７０名程度かなと思っています。

実際に二次募集枠というのは、これはこれから募集で１４９人、１歳児の７年の４月で１４９人の枠があって、実際２７３人、これだけ見ると１００人以上は入れないではないかという話に見えてしまうのですが、実際は１７３ぐらいかなというふうにイメージしていただければと思います。ということを踏まえても、一定程度今回、今年度は８名で済みましたが、もう少し待機児童が出てしまうかもしれないというのが現時点での区の予測です。

ページ進みまして、２２ページをお願いします。この原因というのは２２ページの参考①のところです。赤羽西地区、それから東地区の人口です。ここが非常に他と比べて増えているのが一つの大きな、このゼロから２歳のところですかね。前と比べて６４人、ないし１３人増えているところで。ここが非常に、待機児の生んでしまうかもしれない要因になっているところです。

参考の②、③は省略いたしますが、今後の待機児童の考え方で、待機児童が一定程度出

ると、保育園を必要とする、出生数の低下も含めて保育園を必要とする方が大幅に伸びることは、かつて５年ぐらい前より比べますと、そういったことにはならないだろうという予測は立てていますので､新しく認可の保育園を公募で誘致することはしないということ。ただ、まさに待機児童が出てしまうかもしれないということで、そこでの対応についてはできるだけフォローしていこうと、できるだけ待機児童が出ないようにしていこうということで、短期的な対応もしくは中長期的な対応をしていくことを考えとしては持っているものです。

【会長】
ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等はいかがでしょうか。

【委員】
今、ご説明の中で赤羽西、東地区で前年比増になっている要因は、工場やマンション群ができているとかというのは、私自身も肌で感じているのですが。その辺のところが大きな要因でしょうか。

【事務局】
委員の見込みのとおりでして、特に西のほうが、こちらの想定より多かったと認識をしているところです。東地区のほうが多いというのは認識した上ではいるのですが、特に西のほうが今回、区としては想定より多かったと認識しているところです。

【委員】
ありがとうございます。

【会長】
ほかにいかがでしょうか。

【委員】
ご説明の中で、待機児童に関して短期的、中長期的な対応していくとお話があったのですが。具体的にどのような対応を取るのか教えていただいてよろしいですか。

【事務局】
先ほどご答弁した短期的、中期的な対応についてですが、例えば、今回待機児童が発生してしまいそうだというところが見えてきた段階で、通常、例年は対応していないのですが、希望していて入れない方がいる中で、既に入園が確定したのですが、何らかの事情で辞退された方とかで若干空きがあります。それは、これまでは公平性の観点からも翌月送りにして、このタイミングで繰り上げて調整することはしていなかったのですが、今回、その待機児童の状況を鑑みて、繰り上げて優先順位の一番高い方からお声をかけて入所していただくということを、この特に赤羽西地域と東地域に関してはしておりました。そこ

がいわゆる短期的な対応。

あとは、希望どおり入れなかった方たちに、ベビーシッターの利用支援事業のご案内をするとか、通常の保育園ではない代替的な措置のご案内みたいなことも、これから郵送でご案内、そういった今の時点では入れない方にはご案内しようかと考えています。それが短期的な対応で。

中期的な対応としては、これらの資料を見ていただくと分かるのですが、一部地域的に待機児童が発生していて、ただ一方で区全体で見たときには定員割れが生じている、園の中に枠は設定して、募集は受けているのが入らないという状況があります。そういう地域的なミスマッチをどんな形で埋めていくかということを、中長期的な対応のテーマにしていきたいと思っていて。そうすることで、定員が埋まっていないけれども、当然利用していただくことで園を支援することになりますし、若干足を伸ばして利用していただくことを何らかの支援みたいな、そんなことを急ぎ考えていきたいというふうなことです。

【委員】

ありがとうございます。ちなみに地域的な差がある中で、例えば王子地区で入れなかった人が、赤羽とかほかでも空いているよというときに、どういった支援をする予定ということの考えは、いかがでしょうか。

【事務局】

現時点で検討中の内容でもありますので、あまり具体的に申し上げてうまく検討が進まないというので、区民の皆様に申し訳ないと思うのですが。あくまでも私の担当課長の一つの考え方ということでご理解いただければと思うのですが。例えば、登園に何らかの行政側が支援をして、例えば、ご自宅からちょっと遠い園に移動していただくときの移動の経費を若干補助するであるとか、またはどこかに拠点を設けて巡回して、その空いている地域の保育園に一時的にご利用いただいて、別の少し遠いかもしれないですが、一時的にご利用いただいて、その間ご自宅のほうの第一希望優先順位の高い園に空きができたら転園するという、転園希望を出していただく。そういう形で、暫定的な措置みたいなことができればいいなと思いますが、なかなかいろいろなところとの調整もございますので、それは私の単純に今の時点で担当課長としての意見ということで、ご理解いただければと思います。

【委員】

ありがとうございます。人数が少ないかもしれないですが、結構困っている方いらっしゃると思うので、引き続き考えていただきたいと思います。

【事務局】

今、短期的対応については、述べたとおりで、中長期的な対応という、地域的な対応に関しては、しっかり子ども未来部の中で来年度ＰＴとかを立ち上げて考えていきたいと思っています。そんな中には先ほど申し上げました、いろいろな選択肢というか方法があると思うので、そういう方法を踏まえて検討していきたいと思っていますが。やはり、いろ

いろな状況の方がいらっしゃると思うので、しっかり慎重に検討するところも必要かと思っているので、いろいろまた実際の事例も参考にしつつ、また北区の状況をしっかり見ながら、ある程度やっぱり目の前のことプラス少し長いスパンでの対応をしっかり考えていきたいなと思っています。なので、またそこは検討の経過というか、ある程度見えてきましたら、こちらの場を借りてご説明させていただきたいなと思います。

【会長】
ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、④です。北区児童相談所等複合施設開設に向けた進捗状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】
資料４、北区児童相談所等複合施設開設に向けた進捗状況について、ご報告いたします。
１の要旨です。区では、児童相談所等複合施設の開設に向けまして、令和６年度中に建設工事着手の準備を進めてきたが入札不調となりました。現在、次回の入札に向けて修正設計等を行うなど、できる限り早期の建設工事着手に向け取り組んでいまして、その状況と児童相談所等複合施設開設に向けたソフト面の準備状況について、併せてご報告するものです。
２番、現況については、記載のとおりです。
３番の進捗状況については、次ページの横の別添をご覧ください。別添のほうの番号で何点か説明させていただきたいと思います。
まず２番、修正設計についてです。
複合施設建設工事の入札不調に伴いまして、令和７年の１月から３月にかけまして、設計内容の再検討及び修正設計を実施しています。修正設計については外壁や内装等の２次部材における施工性やメンテナンス性の再検討及びコストの縮減の検討を含めた修正設計を実施しているところです。
少し飛びまして、４番職員の確保、育成です。
この後、資料１１でもご説明をします予定ですが、令和７年４月から部長級、係長級を区の任期つき職員を採用するとともに、特別区の経験者採用などで計画的に採用するなどの準備を進めているところです。
５番、児童相談所設置事務です。
区が児童相談所設置した際には、東京都から１６の設置事務が区の事務となります。児童福祉審議会の委員選定のほか、先行自治体の状況を踏まえまして、各課で準備を進めているところです。
６番、児童相談所等複合施設内での連携強化についてです。
区児童相談所開設後を見据えて、現在、児童相談所開設準備担当課の事務職が子ども家庭支援センターを兼務し、同行訪問や面接等初動対応を実施しています。また、学校や地域等の関係機関との関係構築を目指した１２中学校圏域での地区担当制についても、令和６年度より子ども家庭支援センターで試行運用しています。さらには、児童相談所と子ども家庭支援センターが連携してケースの協働ができるよう、県職員の帰庁報告会等で検討

を重ねているところです。

以下、７番以降については、記載のとおりの説明ですが、これまで複合施設開設に向けまして、外部化ですとか、システム等の準備のため、公募型プロポーザル方式など含めて、既に実施しているものも含めて準備を進めているところです。

１ページ戻っていただきまして、４番の今後の予定です。令和７年３月修正設計完了となっていますが、昨日北区の本会議のほうで議決をいただきましたが、修正設計後のいわゆる金額の設定の債務負担等については、改めて設定をさせていただいたところです。この状況を踏まえまして、令和７年再入札の準備を進めているところです。

また、繰り返しになりますが、４月には児童相談所開設準備担当部を創設する予定です。

米印、最後ですが、今回、次回の再入札の結果を踏まえまして、開設スケジュールの見直しを行いまして、国や東京都との開設協議を今後進めてまいりたいと思っています。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

これは入札不調で、また再入札ということは、工事が遅れるということですよね。１年は遅れるという感じですかね。

【事務局】

こちらの２番の現況のところに記載はありますが、令和６年９月に建設工事の入札不調、また１２月に２回不調となってございます。この令和６年９月に建設工事の入札がうまくいくというふうに思っていたところなのですが、こちらのスケジュール、ここでうまくいって、令和９年２月児童相談所開設と考えたところですので、この後、建設工事の入札がうまくいった段階で、どれぐらい遅れるかについては、正式に報告したいと思いますが、遅れるというのは事実です。

【委員】

そうしますと、新しい事業で児童育成支援拠点事業とか、親子関係形成支援事業とか、その令和９年度に北区児童相談所等複合施設が開設するということを根拠に、予定を立てている事業はどうなるのでしょうか。

【事務局】

今、ご紹介しました児童育成支援拠点事業、これはまさに児童相談所の設置に合わせてスケジュールを組んでいるところで、こちらも例えば、建物を設置する、要するに箱を用意して、建物を用意してというときには、今、区全体でのそういった工事が遅れるということを意識をしながらスケジュールを考えてはいるのですが。現時点で、それが一緒に流れて遅くなるのか、当初どおりやるかというところでは、今の時期はまだ内部での調整中という形でご理解いただきたいと思います。

【委員】
　そうですね。期待している事業なので、できたらなるべく計画通りに行うという方向で調整していただければと思います。
　あと、これは建物が遅れるということは、あちこち全国でこういうこと起こっていますよね。建て直すはずが入札が不調に終わったとか、誰も手を挙げないので宙に浮いているということで。北とぴあもそうならなくて本当によかったと思っているところなので、これは北区だけの問題ではないと思うのですが。職員の方の配置ですとか、そういうことも全部関係してきて、採用とか大丈夫なのかとか思ったのですが、その辺は調整できるのでしょうか。

【事務局】
　委員のおっしゃっているとおりというところを懸念しているところでして。実は、北区で児童相談所を開設するに当たりましては、同時に職員だけでも１００名近くの職員を確保するという計画を持っていまして。この令和７年４月には、先行自治体、今日は北児童相談所所長もお見えになっていますが、東京都も含めまして、派遣職員も含めて６０名近い職員が、既にもう準備をしているところですので。開設時期がまだ決まらないということに関しましては、派遣職員、区の職員も含めて、皆さん注視しているような、心配している状況はございます。
　ただ、それも含めてなのですが、今後、区の職員に対しては、しっかりと建設工事を進めていくことは､区の状況としては変わらないところでありますので､そこを含めて今後、経験者採用なども含めて、この工事の進捗を見ながら、採用計画についても微修正というか調整をしているのが現状です。

【委員】
　ありがとうございます。

【会長】
　ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

【委員】
　今、人材確保のお話があったので、一意見ということで。去年ですか、新聞記事の中で、各区で児童相談所を持つに当たっての、人材確保の争奪戦でオープンが遅れている記事を読んだ記憶があって、今検索しながら質問しているというか、意見をお伝えしているところなのですが。ハードの部分で遅れが出てしまうというのは、本当に資材の高騰とか、いろいろな理由で致し方ないところかとは思うのですが。人材の確保、もしくは確保していたのに流出しちゃったみたいなことにならなければいいなというのが､思ったところです。
　どの区も人材確保は本当に切迫した問題かとも思うので、その辺りも含めて、せめてその現場、遅れがないようにしていただいたら、きっと救われるお子さんたちが増えるのじゃないかと思いました。

【事務局】
準備はしっかり進めていきたいと思っています。職員もいろいろな職員がいますので、個別にいろいろな職員の思いというのはそれぞれあるのですが、本当に北区でつくるんだという思いで、今、皆さんのこの時間帯も含めて、業務している職員もいるということも含めて、しっかり建設工事の部分はハードの面はもちろんですが、今日ご説明したようなソフト面もしっかり準備をして、できるだけ早期に開設できるように準備を進めていきたいと思っています。

【会長】
ほかにいかがでしょうか。

【委員】
先ほどの職員さんの派遣に関連して、私の子どもも北区立の保育園に預けているのですが、その担任の先生が内示が出て、４月からの派遣で児童相談所の事務に行くことになりましたということで。もう本当に区立の保育園の先生たちが頑張ってくださっているのだなと、本当に頼もしいというか、ありがたいなと思っておるところです。
話が変わるのですが、今回入札不調が２回あって、特に２回目、１回目から２回目と３か月で、ある程度、見積りだったり、駄目だった理由が分かった上で再チャレンジしたと思うのですが。２回目が不調になった特段の理由は何かあったのでしょうか。

【事務局】
１回目も２回目もそうなのですが、当然、今の人件費高騰、また特になのですが、建設業界のほうでも人材不足というのがかなりありまして。それぞれの建設、建設事業者さんの全ての内容が分かっているわけではないのですが、いろんな仕事がある中での多分、北区の児童相談所複合施設の入札に参加するかどうかという状況かと思いますので。１回目、２回目の中での不調の原因というのは金額の乖離ですとか、あとは、そもそも金額というよりも、もうこれから数年先までのいわゆる人の確保がうまくいかないという状況も含めてなかなか。この児童相談所複合施設だけでなくて、多分自治体でも、区内の中でも、様々な建設工事については入札不調がかなりの数が出ているというのが現状ですので。具体的にちょっと２回目はなぜうまくいかなかったかと言われると、そういう総合的な話の中から、入札がうまくいかなかったと認識しているところです。

【委員】
ありがとうございます。今度、３回目のチャレンジになると思うのですが、そこは大丈夫ですか。

【事務局】
３回目もこれからということなので、大丈夫であってほしいという気持ちはありますが、同じ、状況はあまり変わっていないのかなと思います。ただ、一方で、先ほど修正設計の中で少しご説明しましたが、施工とかのやりやすさとか、あと、やはりコスト面というと

ころでは、今後９月や１２月のときに比べても金額等についての見直し等も行っていますので、それらを踏まえて、最終的には入札というところなので。もちろん私の立場としては期待はしていますが、絶対大丈夫かと言われると、何て言っていいか分からないというか、そういうのが現状です。

【委員】
分かりました。ありがとうございます。

【会長】
ほかにはいかがでしょうか。
大変な状況ですが、頑張っていただければと思います。よろしくお願いします。
それでは、④が終わりましたので⑤ですね。学童クラブの定員変更について、ご説明のほうをお願いします。

【事務局】
それでは、私のほうから資料５、学童クラブの定員変更について、ご説明をいたします。
恐れ入りますが、資料５をご覧ください。
１の要旨です。本年度に引き続き学童クラブ待機児童を出さないため、学童クラブの定員変更を行い１５０名の定員増を図ります。
項番２の学童クラブの待機児童の状況ですが、過去３年間の状況をお示ししています。おかげをもちまして、令和５年度から学童クラブの待機児童は出ていない状況です。
項番３の令和７年４月期の定員等についてですが、学童クラブ数９６、そして定員４，１５０名となる予定です。その内訳ですが、次のページの別表をご覧ください。
学童クラブの定員を増やす必要があると思われる、六つの小学校で定員変更を行うという予定です。
まず、上から順にいきます。岩淵小学校です。岩淵小学校については、３階の図書室、こちらをタイムシェアさせていただくことにより２０名の定員増を行います。
続きまして、なでしこ小学校です。こちらは小学校の増築等工事等に伴うものですが、学童クラブ第四が現在、暫定利用中の生活科室、こちらが普通教室化されてしまうため、令和７年度より旧神谷育成室を整備し、移転をいたします。既に整備は終わっているところです。また、今後の利用者数増、こちらが見込まれますので、同じ場所に学童クラブ第五、こちらも新設をいたします。
続きまして、浮間小学校です。放課後棟３階、現在倉庫として使用している部屋がございます。こちらに少し手を入れさせていただきまして、学童クラブ第四の定員を２０名増やすということです。
続きまして、赤羽台西小学校です。今ある学童クラブ第二が、現在赤羽西福祉作業所２階の空きスペースで運営をしていますが、実は面積に少し余裕がございます。したがいまして、それを活用することで定員２０名増やします。
続きまして、西が丘小になります。こちらは学童クラブの隣にある和室、こちらをタイムシェアさせていただくなどして定員を２０名増やす予定です。

最後に、滝野川小です。滝野川小、既に小学校内には使用できる教室がございません。したがいまして、大通りを渡ったところにある西ケ原子どもセンター３階、こちらの旧育成室を児童館とタイムシェアする形で学童クラブ第五を新設をいたします。

以上、ご報告をさせていただきました。

１ページにお戻りいただきまして、今後の予定ですが、今、開設準備を目下行っているところでございまして、４月から運営開始となっています。

以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

別表を見ると､赤羽地区の小学校と滝野川地区の小学校だけが定員増になっていますが。これ何か、多分こういう理由なのかなというのは把握なさっていますか。それとも、王子地区は全然１校も増えてないという状況なのですが、何か原因があるのでしょうか。

【事務局】

原因という、そこまで深い分析はしていないところではありますが、毎年東京都のほうから来年度の児童推計というものが送られてきまして、それを基に大体この小学校が増やさないといけないとか、この小学校は増やさなくてもいいという判断をしています。その中でたまたまといいますか、今回はその分析をした結果、今おっしゃられたように、赤羽地区と滝野川地区の小学校が増やさなければいけない小学校に当たったというところでございまして、偶然といえば偶然です。細かい分析まではできていないところです。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。１点お伺いします。

学童クラブの待機児童もすごく密になっていますので、定員を増やしていただいて、それは本当にありがたいことだと思います。ただ、同時にその数として定員を増やすだけではなくて、やはりそれに伴う質の補助というのですか。活動の充実ということも同時に工夫していただくことになるのかなと思うのですが。定員増に伴う内容のご紹介とか、それについて何か予定があれば教えてください。

【事務局】

おっしゃるとおり、今、結局数を増やすので今正直手いっぱいなところがございます。

ただ、質の向上というものも忘れているわけではなく、こちらについても日々どうしていったら質が向上するのかというのは、これ各職員のほうで心を砕いているところです。

とはいえ、やはり質の向上というものをするためには、やはり人、それから物、こういうこともやはり必要になってまいりますので。そういったものの確保、これも含めまして質の向上、どういうものがあるのかということについては、日々、今研究・検討しているところです。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

少しだけ、先ほどの学童のところを補足します。

基本的には申し上げたとおりなのですが。やはり子どもの人員によって、スタッフの人員も増強しなければならない状況があるので、そういったところについては、できる限りの努力をまずしてということがあります。

それに加えて、やはり質の向上、いろいろ本当、職員、頭を悩ませるところではあるのですが、研修などの充実といったところにもしっかり取り組んでいく必要があると思いますし、定員増にかかわらずなのですが、そこは引き続きの取組としてしっかりやっていきたいと思っています。

なかなか、本当に学童とか一般登録のほうも含めてなのですが、結構お子さんがたくさんいるような状況ではあるので、しっかり安全安心の確保、そういったところは引き続き取り組んでいきたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。

６です。「東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料６、「東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について、私から説明します。

これは北区乳児等通園支援事業というのは、こちらの要旨の２行目に書いています、いわゆる「こども誰でも通園制度」の国の正式な事業名称です。その事業を行うに当たって、設備及び運営に関する基準を定めたものが条例となります。

「こども誰でも通園制度」といいますのは、保護者の就労要件を問わず、保育所等を利用していない未就園児が、時間単位で保育所を利用できる制度です。この取組については、既に本会議においてもご報告をしていますとおり、令和６年度から取組を開始しているところです。

そうした後、実施内容のところを見ていただきますと、表頭、上のところに令和６年度、

７年度、８年度と書かせていただいて、表の左側のところ、事業の内容であるとか、特徴的な部分というのを書かせていただいています。

まず、令和６年度を見ていただきますと、今年度の取組というのは誰でも通園制度の試行的事業として位置づけて取組をしているところです。そして、1列飛ばして令和８年度、ここに本格実施と書かせていただいていますが、この国の誰でも通園制度という仕組みは、令和８年度から全国的に本格実施をしていくものです。そして、その間に挟まれている令和７年度、来年度は令和６年度で試行的事業を実施している各自治体１００少し超えるところですが、その試行的事業をやっているところは、令和７年度には他の自治体に先行して条例を制定して、基準を正しく設けて、安全に誰でも通園制度を運用するよう、このタイミングで条例の制定を行っているところでございまして、北区も同様に条例を制定したところです。

要旨のところの、中ほどのところを見ていただきますと、北区では今年度から試行的事業を実施していて、令和７年度からは制度化を踏まえて本条例を制定して、実施施設を拡大していく予定です。現在令和６年度は２施設でやっていた事業を、予算上６施設には、少なくとも６施設は拡大をして実施していきたいと考えているところです。

そして、恐れ入ります。次のページに進んでいただきますと、乳児等通園制度の対象児童のイメージを改めて掲載しています。左側には就労要件のあり、なしを書かせていただいて、歳児ごとに書かせていただいています。これまで就労要件に当てはまる方は、ゼロ歳から５歳までの間、保育所に通園しています。そんな中で、一方で、就労要件に該当しないお子様を通園するのに幼稚園などは３歳から５歳のところで幼稚園に通われていますが、これは就労要件に該当しなくて、０、１、２のこの部分というのはこれまで保育園や幼稚園、そういった施設を利用することがなかった対象児童になるわけですが、この方たちも非常に文字どおり、来年も保育施設をご利用いただけるような環境が、これから段階的に順次、全国的に取組を進めるということですので、改めてご報告させていただきました。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

この実施内容の表の中で、子ども１人当たり月１０時間を上限というような時間の制限があるのですが、これは何を根拠に月１０時間と定めているのでしょうか。教えてください。

【事務局】

この１０時間を上限にするという制度の考え方は、こども家庭庁が定めたもので、先行して実施する自治体は広く１０時間というのを一つの条件で取り組んでいるところですが。国がそれを１０時間と考えた一定の根拠としては、各自治体で今やる自治体と、やってない自治体がそれぞれあるのですが、同様の取組として一時預かり保育というのをやっています。その一時預かり保育の利用者さんたちの事業実績などから見て、一定程度１０時間

ぐらいご利用いただける範囲を定めて。ただ、一方では、広くご利用いただける環境を整えなければいけないので、特定のお子様と特定のご家庭だけが利用することなく、広く皆さんにご利用いただけるちょうどいい一定の１人当たりの時間ということで、こども家庭庁が一定程度の目安を既存の類似事業に根拠を求めたということで聞いているところです。

以上です。

【委員】

国が定めたのでしたら、それに従うしかないのでしょうけど。どうも月１０時間で対応できるのかと、微妙ですよね。いつ行っても何か初めてみたいに、慣れるには少ない気がして。

例えば、ネグレクトとか子どもに愛情を持てないようなご家庭、保護者の方はなるべく預けたいと思うし、そういう家庭のお子さんは、きっと預けてもらったほうが、保護者の機嫌が少しよくなるとか。そういう面も見受けられるので、事情によるのかと思います。ちょっとした気分転換とか、体調が悪いとか、そういうことで預けたい方は、少し少なくてもいいだろうけど、定期的に預けたほうが子どものためになる家庭もあるので、場合によって違うのかと思うのですが。そういった専門職の方の判断とかがそこに関わってきて、例えば、もう少し多めに預かるとか、そういうことはできるのでしょうか。

【事務局】

今、委員からご指摘いただいたように短期的に預けると、この１０時間の範囲の中で、ある意味満足していただける保護者の方であるとか、逆にその支援が必要なご家庭の保護者の方は、この上限を超え、もっと預かり時間を多く設定すべきと、そういったご指摘はもう重々私どもも現場で試行的事業を実施する中で感じているところです。

ただ、一方で、国の制度の中で、試行的に事業を実施する立場の自治体としては、その制度の中でやってみて制度を検証しているところです。

そういう柔軟な体制、柔軟な対応というのは、これからこの制度の運用が始まって、国と一緒に実際に実施している自治体とか意見交換しながら、将来的にその事業の姿を検討していく中では、委員から今ご指摘の貴重なご意見だと思っていますが、十分そのご指摘は貴重なご意見として今後の取組につなげていきたいと。国と一緒にその考え方は整理して、全国的にどういう対応ができるように、自治体としては対応していくべきかと考えています。ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

令和６年度で先行実施されているかと思いますが、現場の保育士さんは実際のところ、

慣れないお子さんを預かっていて、どんなような反応を示しているのか、もしお聞き及んでいるなら、その点をお知らせください。お願いします。

【事務局】
現場の保育士の負担に先生方のお立場としてご配慮いただけるのは、本当にありがたいことです。実際にこの事業を区内で先行実施してくださっている保育園が今２園あって、その先行している２園の先生方と、もう直接園長先生と、またその事業に携わっていただいている保育士の方も参加してウェブ会議で、私どもと先行実施の方とウェブでつないで意見交換を先日させてもらいました。
その中で、先ほど委員からもあったんですけど、実際に月に登園する上限１０時間で、慣れない中で過ごすことも多かったお子さんを受け入れている保育士の先生たちの負担は、やはり大きなものだったと思っています。
ご指摘のとおり、いろんな苦労をしながら、現場ではこの制度の在り方に一部疑問を持ちながらも、モデル事業を自治体としては責任を果たしたい、そんな思いで保育士たちが頑張ってくれていました。
繰り返しになりますけど、先ほどのようにそういった現場の声をしっかりと拾って、これからもこの事業の在り方を国に提言していけるような自治体でありたいと思っていて、それはまさにモデル事業として手を挙げた我々の意味であると思います。
今、委員からご指摘いただいたように、現場の先生たちの意見をしっかりと国に上げて、今後の事業の形に生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

【委員】
よろしくお願いします。

【会長】
ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】
今のモデル事業の２園で推し進めている、行われているということなんですけども、実際には預けるお子さんたちは、どういうスポット的に預けているのかとか、毎週同じように預けるとか、あとは使っている方の年齢とか、どういう傾向があるか教えていただければなと。
あとは、利用者の方の満足度とか、もしも聞かれていたら教えてほしいと思います。

【事務局】
この事業を利用いただいている方たちの、どういった利用者予想というか、ご家庭なのかというところ、ご家庭の属性といいますか、そういったことまで我々が詳細に把握できているかというと、すみません、私も責任を持ってご答弁できるほど詳細を把握していないんですけど、実際に委員から対象年齢が預けたい対象年齢と、この事業が合わなくて事業をご利用いただけなかったというご意見も以前いただいていたかと思って、大変申し上

げづらいんですけど、そのようになかなかミスマッチで事業をいただけなかった方がすごく多かったのかな。

いただけた方というのは、区内、この事業の対象者は、言ってみれば３，０００人ぐらいいる中で、いただいたのが５０人とか６０人ぐらいが実際にご利用いただいたというのが事業実績なんですね。

具体的なご家庭の属性とかは把握していませんけど、数字だけで見るとそれぐらいの事業にとどまってしまったというのは、モデル事業をやりながら、まだまだ改善の余地があったのかなと思っていますので、まずは対象事業を広げて、それこそ対象事業を広げて利用していただく方の属性とかも含めて、ニーズを把握して、今後の事業展開につなげていきたいと思っています。詳細なご利用者の方のお話は、すみません、できません。

あと、満足度ということで言いますと、先ほど委員のご質問にもつながるんですけど、一時的に月１０時間ですから、かなり限られた時間で毎週定期的に預けるには１０時間は短いんですが、そう考えると、スポット的にある意味、月に１日、２日ぐらいしかないので、保護者に一時的に預けて、何か用事を済ます、買物に行くとか用事を済ますみたいなことに、この事業が利用されているような傾向は、単純な感想としてはあるのかなと思っています。

そういう意味では、子どもの育ちを目的にやっているこの事業では、１０時間というのは、やはりいろいろ国に対して意見を上げていくべきところなのかなと、私も認識しているところです。

以上です。よろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。

まさに、モデル事業としてやってみないと分からないことが分かったということで、特に保護者の方のレスパイトみたいな意味合いで扱われてしまって。それも意味がある、もしかしたらあるかしれなくて、それも含めて本格実施の中でも、ぜひ生かせていただきたいなと思っています。

【会長】

ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。⑦ファミリー・サポート・センター利用助成事業の開始について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

私からは資料７、ファミリー・サポート・センター利用助成事業の開始について、ご報告をします。

項番１、要旨です。

子育て世帯の家庭福祉の向上を目的として､ひとり親家庭やダブルケア世帯等を対象に、令和７年４月１日からファミリー・サポート・センター事業利用料の一部助成を開始するため、報告させていただくものです。

項番２、事業概要です。

まず、対象世帯ですが、北区在住であり、以下の項目に該当する世帯ということで、児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯、住民税非課税世帯、ダブルケア世帯ということで挙げています。

助成額です。利用料の料金の半額の助成ということで、１０円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額、謝礼のみが対象で食事や交通費等の実費、キャンセル料は対象外とします。月額助成の上限額２万円とします。

申請期日ですが、お示しのとおりとなっています。

項番３、今後の予定です。令和７年４月に北区ニュース、ホームページ等で周知を行ってまいります。

項番４、参考です。２３区中４自治体で令和６年７月現在、同事業を実施しているということでご報告をします。

【会長】

ありがとうございました。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

【委員】

対象世帯ということで、１から３というのは結構、区としても数字で分かりやすいかなと思うんですが、４のダブルケア世帯という概念に関しては、私、初めて聞いたというか、こういう形で出ている、対象としてここに挙がっているというのでは、すごく新鮮だなと思っています。

実際に育児と親の介護を同時に行っている世帯というのを、どういうふうに、おっしゃっているとおりダブルケア世帯ですねと判定するのかというところは、何かもう既に仕組みは決められているんでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。

今、北区として考えているのは、要支援もしくは要介護認定区分が記載された介護保険被保険者証か、あと、障害者手帳または年金証書等でお受けさせていただきたいと考えています。

そのほか、詳細をお伝えしますと、当事業開始に当たりましては要支援、要介護、そして障害をお持ちの方についても助成の対象とさせていただきたいと考えています。

また、そのほか、対象となるお子さんのご兄弟が障害をお持ちの場合も、ダブルケア世帯ということで位置づけて進めてまいりたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。⑧です。北区協力家庭ショートステイの実施につ

いて、ご説明をお願いします。

【事務局】
資料８、北区協力家庭ショートステイの実施についてということで、ご説明をします。
項番１、要旨です。
北区中期計画令和６年度から令和８年度に基づき、児童の健全な育成及び家庭の福祉の向上を図ることを目的に、保護者の育児疲れ、仕事等で一時的にお子さんの養育をすることが困難となった場合に、委託契約を締結した養育家庭の居宅にて子どもの養育を行う協力家庭ショートステイを、こちらの事業を令和７年度より実施するものです。
項番２、事業概要です。
協力家庭登録の要件としましては、既に東京都の養育家庭に認定されていること、こちらを要件とします。今、北区として想定しているのが、協力家庭数５家庭で開始予定で、今、進めているところです。
利用定員ですが、１日につき１家庭１名までということで、兄弟姉妹がいらっしゃる場合は、協力家庭と要相談で進めます。
対象年齢ですが、２歳から１８歳までのお子さんということで、利用料金です。１泊当たり２，０００円、課税世帯ですが２，０００円ということで、そのほか、区から委託料１日につき１万円を協力家庭のほうにお支払いをするというスキームで考えています。
養育内容ですが食事の提供、衣類の洗濯、身の回りの世話等を想定しているところです。
項番３、今後の予定です。令和７年３月、協力家庭の登録準備、４月、北区ニュース等で事業周知・開始を進めてまいります。
項番４、参考です。現在、令和６年７月現在の数字ですが、２３区中１５区において、既に導入済みということです。

【会長】
ご説明ありがとうございました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】
どのぐらいの日にちを預かっていただけるんでしょうか。

【事務局】
今、既に行っている、子どもショートステイ事業が最大７日間ということにしていまして、そちらのスキームに合わせて今回も開始を予定しています。

【委員】
ありがとうございました。

【会長】
ほかにいかがでしょうか。

【委員】
最大７日間というのは、続けて７日間ということですよね。そして、月に何回とか、年間何回利用とか、何か枠があるんでしょうか。

【事務局】
現在は特に上限は設けていません。実際、今回、協力家庭ショートステイを始めていく中で、また新たな検討等も出てくると、想定しているところです。事業実施の状況を踏まえながら、また検討を進めてまいります。
現在は上限は設けておりません。

【委員】
子ども食堂に関わる子どもで、保護者が不在とか、土日も仕事をしている家庭なんかで週末に申し込むと、もういっぱいだとか言って断られることがあって、難しいですよね、需要と供給が。日によって希望がどのぐらいになるかというのは、平均ではうまくいかないと思うんですけども、そういう調整はどのようにしているのかなと思っていて、どうなんですかね。

【事務局】
繰り返しになりますが､やってみてまた課題が出てくるかなというところはありますが、今、現状の子ども家庭ショート、こちらと同じく２歳以上のお子さんのお預かりですが、やっぱり時期によっては利用が集中してしまってお断りをせざるを得ないと、施設側の受入れの状況のためお断りをせざるを得ないという状況もあります。
こうした現状のショートステイ事業の課題を克服していくために、また、少しでも受入れの枠を拡充するという意味でも、今回、協力家庭ショート実施に踏み切ったという経緯があります。
協力家庭ショートの導入については、状況を見ながら、検討をしていきたいと考えています。

【委員】
ありがとうございます。

【会長】
ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、次に行きたいと思います。⑨です。子どもの権利に関する取組について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】
本日、別紙でお配りしています、Ａ４の資料９をご覧ください。
子どもの権利に関する取組についてということで、取り急ぎ作ったものではございますが、この間１年前になりますが、北区子どもの権利と幸せに関する条例の施行に伴いまし

て、条例の普及啓発、それから権利擁護等々、様々な取組をしてきたということの報告をまずします。

今度、年度をまたぎまして、７年度に入りまして、この会議のときはもう少し詳細な資料をご用意したいと思いますが、差し当たって今日報告をします。

２番目の条例の普及啓発に係る取組、条例１９条関係というのは、区はこの条例の普及啓発に取り組むということが示されていますので、それに基づいての取組ということになります。

まず、条例の説明等ということで、条例の周知を図るという意味では、例えば（１）から（５）までありますが、小中学校に出向きましての出前講座という形で、３校、小学校は区立と私立で１校、区立の小学校は低学年向けと高学年向けで内容を少し変えて行っています。それから、中学校は区立１校ということで３校で、年度の初めに出前講座ということになるんですけども、学校が行事が１年間通して決まっていますので、なかなか隙間がないというところもありましたので、今年度、年度途中に次年度に向けて学校の校長会等で、ぜひお願いをしたいということで依頼をして７年度になりますが、来年度には、より多くの学校で実施していきたいと考えているところです。

それから、教育関係者については、延べ２００名超、おおむねですが、例えば校長会、それから幼稚園、小学校・中学校各ＰＴＡの連合会の研修会等々、それからスクールカウンセラーの研修会等の場をお借りしましてＰＲをしていきました。

それから、地域等というところでは、青少年の地区協議会、それから町会自治会ないし、青少年の地区委員会、それから民生委員で自発的に勉強しているので、ぜひというお声をいただきましたので、そういったところ。それから人権擁護委員の研修会等々、これは基本的に大人向けというところになります。

一方で、地域のまつりというところでは、児童館まつり等々で簡単な読み聞かせみたいのを含めて実施をしたということです。

それから、一般区民向けというところでは当課の事業ということでは、講演会とかディスカッションを実施したというところです。この区民向けの事業も非常にご要望がいろんなところからいただいていますので、当課だけでなく様々な社会教育も含めたところからも含めて、次年度はできるだけ拡大できればと考えているところです。

その他という点では、副会長のほうからも大学の公開講座でということも機会をいただきましたので、そういったところでお話をさせていただいたり、子どもに関する団体の周年行事の中でもＰＲさせていただいたところです。

それから、大きく二つ目の制作、広報というところでは、映像作成、ターゲットとしてはできれば大人だけではなく子どもにも知ってほしいというところで、区長は本当に俳優の方にお願いしましたメッセージの動画、それから区立の中学生に参加をいただきまして、中学生自身で動画を作ってもらおうと。より権利の主体になる子どもでありますので、それなりに自分たちで工夫して、面白いものを作ろうというところで作っていただいたものがあります。

それから、冊子というところでは、世代別のハンドブックということで絵本、それから小学校の低学年向け、高学年向け、それから中高生向け、大人向けということで。ハンドブックも手探りで作りながらということで、いろんなご意見をいただいたところもありま

すが、そういったところも踏まえて、また改善できるところは改善していきたいと考えているところです。

広報誌のところでは、北区ニュースの一面を使ったり、北区の教育委員会で出している教育広報紙の「くおん」、こういったところで特集を組んだり。それと、その他というところでは、ラジオというのはコミュニティＦＭというところで、しぶさわくんＦＭというのを北区でやっています。そういったところでもＰＲをする。本当にあまねくいろんな方に知ってもらうことが大事ですので、そういったところでのＰＲ。それから、Ｙａｈｏｏニュースでも記事を出していただいたというところです。これは大きく普及啓発に関する取組です。

３番目の子どもの権利委員会、これは条例２０条関係ということで、子どもの権利に関する取組を区が様々な事業を展開していく中で、それは本当に例えば効果があるかとか、そういったところを検証する委員会というもので、子どもの権利委員会というのを設置しています。これは条例に基づいてということで、今年度２回開催しました。

昨年の１０月１０日と、あと、昨日実施をしていまして、委員にもご参加をいただいているところです。

以前も少しお話をしたかもしれませんが、通常この手の権利委員会というのは、審議会の類いですので、大人だけというのが一般的なんですが、この子どもの権利委員会は２３区では初めて、子どもの権利委員会の会長である東洋大学の内田准教授のお話では、全国ではまずないだろうということで、大人より子どもの委員の数が多いという会議体を設けました。

昨日、２回目を実施したところですが、実質的な議論は少し始めたところなんですが、これは本当は様子を見ていただければよかったのかなと思うんですが、区立の中学生が１１人入っているんですけども、非常にフラットな意見を普通に出して、それを大人と対等に意見を出しているという、事務局が言うのは変ですが、非常に感動するような意見が幾つもありまして、それはその場の委員長である内田准教授もそのようなコメントを持っておりました。

子どもが言っているんですけど、言っている内容は大人と全く一緒なので、変にその子どもたちをまつり上げるということをせずに、対等に議論できるという意味での非常に意義のある会ができたんで、今年度以降も会議をたくさん持っていきたいと考えているところです。

続きまして、４番目、子どもの権利擁護に係る取組ということで、これは条例２４条にあるんですが、子どもが権利侵害、もしくは想定される、そう思われる場合に相談をできる窓口を設置するというところで、権利擁護窓口を設置しています。

こちらも、ご案内のとおり、昨年２名の弁護士を権利擁護委員ということで委嘱いたしまして、窓口を開設しています。

相談件数、開設からもほぼ半年で、今日までで９件ということで、なかなかＰＲが課題かな、窓口があるというところは知っていただいてないというところもありまして、これはもう少し発信をしていったほうがいいんじゃないかという意見もいただいているところですが、急遽ということで。相談の内容についてはおおむね学校のこと、友達のこと、その他ということで、このような内容になっています。

相談の方法なんですが、電話相談、これはいわゆる役所が開庁している時間の電話の相談は受け付けていまして、それ以外は２４時間という意味では、北区のホームページのほうから子どもたちにしてみると、一人１台端末を持っていますので、そこから一定のフォーマットのほうに入力をしていくと言えると、相談にたどり着けるというところで、二つの窓口を用意して、権利擁護の取組をしていると、相談窓口の取組をしているというところです。

この中で、面談をしたいというご希望があった方は１件、面談を実際にしたというところで､内容についてはプライバシーに関わりますので､あまり申し上げられないんですが、そういったところ。

それから、意見のみというのは、どこかで分からないけど知っておいてほしいと書くだけでも、要するに書き出すだけでも自分の心の気持ちというのを大人にも知ってほしいという意味での意見のみというのもありました。これは８件、要するに回答を希望しないという形です。そういったところになっています。

こちらについては、次年度も周知について、より強化をしてまいると考えているところです。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。どうぞ

【委員】

この委員会に昨日参加しました。すばらしい子どもさんたちばかりで、選ばれたお子さんですから、こういう催しをしても、優秀な子どもが集まると、ですからすばらしいことは間違いないんですけど。中でも子ども、子どもという話ですけど、中学生２年生と３年生がほとんどというか全部ですかね、１１名ぐらいいらっしゃるのかな。私たち大人が８名でいろいろ議論しました。

人権というのは、とても難しいことで、大人の私たちに人権とは何と聞かれても、とてもお答えできないようなことですけど、生徒さんたちはそれなりに一生懸命勉強して、人権について、先ほどご案内ありましたけど、学校でいろいろ説明会何かする中でも、ご発言をして、とても積極的に話をする生徒さんばかりでした。

最初は、大人と子どもが別のグループで昨日やったんですけど、途中から大人と子どもが一緒になってテーブルを変えてやったものですから、それからもなお一層活発なご意見が出て、子どもさんたちが手を挙げて発言をすることが多くありました。こんなお子さんばかりなら心配ないなと思いながら伺っておりました。

これからも会議を重ねていくんですけど、３年生で中学生から高校生になるお子さんもいるんで、そういう中で、そのお子さんたちがどうやっていくのかというのは、昨日も委員の方々から投げかけがありましたけど、とても楽しいお子さんが多いと思っておりました。

特に、お菓子が出る、こういう会議で初めての私も経験だったんですが、お菓子がいっぱい卓上にありまして、子どもたちはほとんど食べ切っていました。大人とかはほとんど

残っていましたけど、さすがにお煎餅を食べながらはちょっと違和感あったので、あれですけど、子どもさんたちは催しをすっかり気に入って、卓上にあったお菓子を席を移ったら１個もなかったので、みんな食べたんだなと思いながらいました。

先ほど、全国的に珍しい取組だというお話だったので、北区でこれからいいモデルケースになるといいなと思って、参考にお話させていただきました。ありがとうございます。

【会長】

委員会の様子をご報告いただきまして、ありがとうございます。

ほかにご質問等はいかがでしょうか。

【委員】

いろいろ取組、ありがとうございます。お疲れさまです。

なかなか周知は難しいですよね。１年で本当にたくさんやっていて回数としてはあるんですが、なかなか区民の中には浸透していないなとつくづく思います。「知っているか」と聞くと、ほとんどみんな「知らない」と言います。

それで、人権擁護委員もしていまして、学校からの依頼で今年度５回、人権教室というのを学校でやって、最初に必ず聞くんですね。「子どもの権利について、北区ではこういう条例がつくられて、北区ニュースに載りましたけど、知っている人は？」というと、本当に一人とか二人とか。「保護者の方と一緒に記事を見ましたか？」と質問すると、本当に誰も知らないというか、保護者の方も見ているのかどうかも不明かなと思います。話題にあがっていないんですよね、家庭で。

それで、「人権とは何でしょう？」という質問をしながら、みんなの意見を聞いているんですけど、やっぱり全く分かっていない。そこに担任の先生なんかもいらっしゃるので様子を見ていると、やっぱり子どもの権利についてよく把握されていないような先生も、たまにいらっしゃるなと思って。やはりいろんな方に知っていただくのももちろんだし、子どもと直接関わる方がきちんとどういう条例なのかということとか、子どもの人権について把握していただく必要があるかなと思っています。

なので、先ほどの学童の職員の方の質の向上というお話も出ていましたが、学童の職員の方も毎日、子どもさんに接しているので、そういった研修、できましたら子どもの権利委員さんとか、そういう専門家の方の研修をきちっと１回受けていただくような機会がまず必要かと思います。

そして、国際基準では、学校に入るぐらいのお子さんがもう既に「人権とは何か」「子どもの権利とは何か」というのを把握していて、自分の権利が侵害されたときに、誰か頼りになるような大人に助けを求めることができるようにするというのが大事だとされている。やっぱり中高生はもちろんなんですが、幼児のうちからそういう知識というか、認識というのは、とても必要なことなので、小学生じゃあ無理だろうということではなくて、幼稚園、保育園のうちから成長に応じて、何度も段階を踏んでこういうことを話題にしていくことはとても大事だし、そこにいる大人、保育園や幼稚園の先生にも、きちっとそういうことについて研修していただくことが子どもたちのためになるかなと考えていますので、何年もかけて、やっていただけたらいいと思っています。

それから、一つ質問なんですが、冊子等というところで、世代別ハンドブック、各種パンフレットとありますが、これは相変わらずホームページからダウンロードしてご覧くださいということでしょうか。それとも、紙の印刷の予定はあるのでしょうか。

【事務局】
ハンドブック、この間、最初の初期段階で本当は初期投資という言い方になりますけど、広告的な意味を兼ねてたくさん作っておけばよかったんですけど、そこまでの予算取りをなかったところもありましたので、今回増し刷り分の予算取りはしていますので、できるだけ増し刷り、増刷をしていきたいと考えているところです。

【委員】
印刷していただくとなると、例えば役所のこういうところに行ったら、一般の方も手に取ることができる、もらって帰れるという数の印刷なんでしょうか。

【事務局】
そうできるように努力したいと思います。

【委員】
要望なんですが、図書館などにもきちんと置いていただいて、大人から子どもまで必要な数、子どもが手に取るように行き渡るといいなと考えていますので、よろしくお願いいたします。

【委員】
私、聞き落としたんですが、さっき、アンケートのことをお話ししましたか。
アンケートは、これから小学校５年生と中学２年生を対象に全区的にやるということで、アンケートの文言を昨日、大分精査しました。
そういう中で、子どもさんから見て、こういう質問はちょっと、あるいは中学校の校長先生、小学校の校長先生からも、ここはどうなのかなというお話をいただいて、これをできたものをこれから行政のほうで検討して、しかるべきときに全校でやるんでしたか。選ばれた学校でしたか。
そういうことをやろうとしている試みもありますので、ご紹介させていただきました。

【会長】
ありがとうございます。
ほかにご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】
２の（４）のところの区民向けの講演＋パネルディスカッションというのは、すみません、もし間違っていたら申し訳ないです。今年２月２０日に行った研修じゃない、会ですかね。

実は私も参加をさせていただきまして聴講して、岩崎会長がいらっしゃって、子ども・子育て会議で子どもの権利と幸せに関する条例の土台というか、そういったものをつくっていきましたというご紹介があって、すごく私自身、そこに携わらせていただいていることに改めて感謝した次第です。

来ていただいている方が、どういう方々だったのかというのは、もちろん一参加者なので、はてななんですが、そのときのポスターを私がパンフレットを見たときに、対象が北区在住・在勤・在学の方ということで２０名程度ということで、結構それに近い人数がいらっしゃっていたのかなと思っています。

２０名以上の定員の応募があった場合は抽せんでということだったんですけど、実際にはどれぐらい希望者がいらっしゃったのでしょうか。

【事務局】

まず、会場にいらっしゃることを希望した方は２０名超えておりました。実際、会場に少し何とか余裕をつくりまして、せっかくですということで入っていただくようにしましたので、希望した方は基本的に入っています。

あと、それとは別に、なかなか会場にお越しになれないという方については、ご案内の中でご存じだと思いますけども、自宅でパソコンからリモートで見ていただくという形も取っていまして、そちらのほうの希望者も２０名の倍ぐらいはいたと把握しています。

【委員】

ありがとうございます。

関心を持っていらっしゃる方が、その数が少ないのか多いのかははてななんですが、令和６年での事業としては１回だったかと思うんですが、啓蒙活動の一環として、また、こういった会を開いていただけたらなとも思います。

ただ、そのときに私のほうで、なかなか理解が難しかったのが、子どもの貧困に関する区民向け講座というタイトルがあった上で、子どもの権利と幸せに関する条例とあって、講演をされた方はヤングケアラーのお話もされていたりとか、どちらかというと子どもの権利というところに特化をしているというよりかは、すごく何か広範囲だったお話の印象と、講演の内容と、その後のパネルディスカッションもどちらかというと権利条約についてのお話だったという印象だったので、もう少し何というんですかね。リンクした内容で宣伝というか、皆さんに告知していただいたほうが分かりやすかったのかなというのは、実際に参加してみて感じたところではありました。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。

そういったご意見もあります。アンケートの中では、非常にそういうお声も一部あったとはありつつも、全体としては切り口として子どもの貧困、もしくはヤングケアラーという視点からも、子どもの権利条例というのは、そこを網羅しているんだよというのが私どもの当初の考えもありましたので、そういう捉え方を含めてご意見として、今後に生かせればと思っています。

【会長】
ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、⑩ですね。令和６年度家庭教育学級及び家庭教育力向上推進事業の実施について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】
本日はお時間いただきまして、ありがとうございました。花粉症がひどくて、聞き苦しい点がございますが、お許しください。
それでは、お手元の資料３３ページ、資料の１０、令和６年度家庭教育学級並びに家庭教育力向上推進事業の実施についてをご覧ください。
１の要旨に沿って、ご説明をします。
教育委員会では、家庭環境が大きく変化してきている中で、北区の全ての保護者が安心して子育てができるよう家庭教育に対する支援の一つとしまして、家庭教育学級及び家庭教育力推進事業取組を実施してまいりました。
家庭教育学級では、主として乳幼児、小学生親子の教室、小学生・中学生の子どもを持つ保護者の皆様への学習機会、情報の提供を実施してきています。また、家庭教育力向上推進事業では、教育委員会だけでなく、保育園や児童館など区長部局と連携しながら事業を展開しているところです。
これらの事業は、生涯学習・学校地域連携課で実施、あるいは各実施所管の報告を取りまとめしているところですが、この事業が何をやっているのか、その周知はもちろん、事業内容や実績等、ご報告、情報提供していく有効な場はなかろうかと検討したところです。
そこで、区長も日々お話ししていますが、教育委員会と区長部局の一層の連携をして、子どもの幸せＮｏ．１を進めていく中で、本事業が子育て支援に資する事業であること、また、北区子ども・子育て支援総合計画２０２４にも、この事業が位置づけられていることから、お時間をいただき恐縮ですが、この子ども・子育て会議におきまして、委員の皆様に事業実績を情報提供させていただくのが一番いい方法と思いまして、今回ご報告させていただくものです。
２の内容です。
（１）、まず令和６年度家庭教育学級について、お示しのようなコース、実施回数ですが、それぞれの内容を別紙にまとめてございます。
次の３４ページにお示しの一覧をご覧ください。
コースと内容、日程、参加人数、講師等をまとめてお示ししています。
次に、（２）の令和６年度家庭教育力向上推進事業について、こちらも資料１０－②として、別にお配りしました、こちらＡ３判になっています。１０－②の資料に、各所管の事業名、概要、実績、課題等があれば、その内容をお示ししてございます。
お時間の関係もございます。こちらはご覧ください。
３の今後の予定ですが、令和７年度の予定といたしまして、またざっくり示していますが、先ほど別紙で報告させていただいたスケジュールとほぼ同じように、令和７年度も実

施していくということです。なお、詳細が決まり次第、順次、区のホームページや北区ニュース等で周知をしてまいります。

今回のご報告を機に、来年度以降もこの会議で皆様に本事業報告をしていきたいと考えてございますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上、ご報告します。お時間、ありがとうございました。

【会長】

ご説明ありがとうございました。質問等がありましたらお願いいたします。

ご質問、ご意見等よろしいですか。

それでは、次に行きます。⑪です。令和７年度子ども未来部の組織改正について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料１１、３５ページをお願いします。令和７年度子ども未来部の組織改正ということで、この間、お話にも出ているかもしれませんけども、児童相談所開設準備担当部長を設置するというものです。

３６ページのほうに、新旧対照表ということで、これまで児童相談所開設に向けて担当課長を中心に動いてきたところですが、子ども未来部の中で児童相談所開設準備担当課長が活動しているところ、新たに児童相談所開設準備担当部長を設置しまして、子ども未来部から独立した形で準備に向けて様々な取組を進めていくというものです。

なお、児童相談所開設準備担当部長は、後に児童相談所開設に伴い相談所長の就任を予定している方です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。⑫です。令和７年度予算案主な事業（抜粋）について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料の１２になります。ページで言いますと、３７ページからお願いいたします。

来年度の予算の主な事業ということで、来年度実施予定の主な事業、抜粋なんですけども、ご説明をさせていただきたいと思います。

３８ページを見ていただきますと、予算案主な事業ということで出ていますが、先ほども話にありましたように、昨日、令和７年度予算を可決したというところで、今は案が取れているという状況になります。

３９ページを見ていただきますと、目次となりまして、主な事業となっています。

主な事業なんですが、七つの主要政策というのを北区は定めていまして、主要政策ごとにまとめているということです。今回は抜粋なので、１から５のところまでになっていま

す。

主要政策の中、２番目の子どもの幸せＮｏ．１に関わるところについて、本当に概要などの説明になるかと思うんですけども、説明します。

次のページ、４０ページをご覧ください。

私からは、健康部と子ども未来部に関する事業で、本日これまでにご説明をしていないものをお話ししたいと思います。

では、４１ページを見ていただきたいと思います。これは、妊娠・出産・子育て支援の推進という項目の事業になります。

まず、４１ページは健康部というところが、母子保健に関する事業になっています。過去の事業概要を見ていただくと、（１）特定不妊治療費（先進医療）助成ということであります。こちら、四角の二つ目のところにありますが、東京都が不妊治療費の助成事業というのをやっています。その認定を受けた上で、さらに自己負担が生じた方を対象に、区として５万円を限度に上乗せ助成を行うという事業です。

次、（２）番のところです。妊婦のための支援給付というところですが、これまでギフトカードの支給というものを行っておりましたが、それを妊娠時に５万円、出産後に５万円ということで、現金給付になっていくというものです。

（３）番の訪問による産後ケアについては、これまで北区では産後ケアというのをやっていて、それは施設に産婦さんがお子さんと一緒に来ていただいて、産後ケアを受けていただくというものだったんですが、来年度からはそれに加えて、ご自宅に訪問して産後ケアを行うという事業を開始していくというものです。

その下、（４）番なんですが、こちらは子ども未来部と健康部のコラボ事業という形になってまいりますが、児童館に助産師さんに来ていただきまして、妊婦さんとか産後の母子を対象に講座ですとか、交流会を行っていただくというものです。

これは、お子さんを産んだ後に、例えば第１子の方ですと、なかなか児童館子どもセンターに行くということがちょっとハードルがある方もいらっしゃると思うんですけども、産む前に児童館子どもセンターに足を運んでおくことによって、産んだ後に児童館子どもセンターとうまくつながっていっていただきたいという、そんな思いもあってつくった事業になります。

次が４２ページ、（６）番は先ほどご説明したとおりです。

４３ページをお願いいたします。こちらは、子どもの権利を守り健全な成長を育むという項目でまとめていますが、事業概要を見ていただきますと、（１）番、子どもの居場所づくりを支援ということで、内容は二つありまして、一つ目は、子ども食堂の運営経費について、補助額を上げていくといったものです。

二つ目のところでは、学習支援を今現在、北区で行っているところなんですが、今まで６月から実際に開始をしていたという事業なんですが、４月から開始できるように、通年開催にしていくという内容と、定員枠を２５０名から２７０名に拡大をしていくという内容です。

次に、４４ページをお願いいたします。

（２）番は、先ほどご説明した戸沢村との交流です。

（３）番、ヤングケアラーの周知啓発というところなんですが、やはりヤングケアラー

の周知啓発、今も様々なパンフレットなどを作成し、取り組んでいるところではあるんですけども、やはり自分自身がヤングケアラーであるとかいうこともなかなか気づきにくいという現状があるかと思います。そういったことも踏まえまして、ショートムービーを作って、それを見ていただくということに力を入れていきたいと考えています。

ショートムービー作成に当たりましては、昨年１１月になりますけども、高校生モニター会議というのをやりまして、そこでいろいろ高校生からアイデアをいただきました。そのアイデアを基に作成をしていきたいと考えているものです。

健康部、子ども未来部の新規事業は以上です。

【事務局】

４２ページをご覧いただけますでしょうか。一番頭の冒頭の（５）と書いてあります。託児付講座及び食事会の開催についてです。

お子さんが２歳のいわゆるイヤイヤ期を迎えた保護者の方を対象に、孤立防止等を防ぐ観点から、同じような境遇にある保護者同士が食事会などを通じて交流を持つことができるような託児付講座を開催するものでございます。

新規事業でございまして、令和７年度は試行的実施を考えてございます。地域的なバランスにも配慮しながら、お示しの回数、募集・開催を予定しており、中身については、まだ詳細は決まっておりません。保護者の方が気軽に楽しみながら参加できるような内容を考えて周知に努めてまいります。

【事務局】

私から、教育振興部の新規事業についてご説明をします。

ページお進みいただきまして、４５ページをお願いします。

教育委員会はこの１２月に教育長が変わりまして、新しい福田教育長の下、教育先進都市・北区というのはもともと今の教育目標に掲げていますが、それをさらにステップアップしてＮＥＸＴ ＳＴＡＧＥという呼び方をしています。

その中で四つの柱を掲げていまして、心の教育、保護者サポート、教員支援、教育ＤＸと四つの柱に沿って事業を進めていく予定にしてございます。

事業全ては説明させていただきませんけど、特徴ある取組だけ、そのページの一番下（１）の心の教育ですが、東京家政大学さんと連携して、大学のキャンパスの中に新たな学びの場（ホットルーム）というものを開設します。こちら、いわゆる不登校児童・生徒の対応でして、土曜日の午後に実施をさせていただくものです。

その次のページをめくっていただきまして、（２）番、北区の独自の制度といたしまして、奨学金の返済に充当する返済支援のサポートを新たに開始します。

こちらについては、令和７年度４月以降については、より詳細な制度設計を行って開始自体は令和８年度から実施をするものですが、対象者には５年間で最大１００万円を給付する予定です。

その下、教員の支援については、①番のところ、学校現場により近い「常駐型」のスクールロイヤー、いわゆる弁護士さんに教育委員会の中に入っていただきます。今、学校現場は非常に疲弊していまして、いわゆるモンスターペアレントと言われる方の対応なども

含め、そうした対応等で結構、教員が病休に入られる事例もありまして、そういったケースをしっかり法律の側面からもサポートする体制を教育委員会として整えていくというものです。

最後のページに進んでいただきまして、４７ページになりますが、教育ＤＸの中では、こちらの不登校対策になりますが、①番、バーチャル・ラーニング・プラットフォームです。不登校のお子さんが、バーチャル空間に通っていただくための場所を提供しているものです。

簡単ですが、以上、紹介させていただきました。

【会長】

ご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

４６ページの真ん中ですかね。（３）教員支援の②地域クラブ活動について質問します。

そこに運動部１、文化部１と数字が書いてあるんですが、これは北区中で、運動部一つ、文化部一つという意味でしょうか。

【事務局】

こちら、実は７年度中の実施を考えていまして、その際に広報を考えていまして、その中で運動部、文化部が一応目標に各年ごとにそれぞれ運動部１、文化部１で構成していくという形で、今、考えているところです。

【委員】

運動部、文化部、広いので、スタートは一つだけど、今後できたら増やしていくと捉えてよろしいんでしょうか。

【事務局】

一応、こちらをするに当たって、推進計画を立てていまして、その計画上は各年ごとに、こちらに示したとおり、運動部１、文化部１を進めてまいりますが、目標値ですので、多いときは多いと、少ないときは少ないということも考えつつも、こちらでお示ししている運動部１、文化部１を目標に動いているところです。

毎月それぞれ文化部１、運動部１で進めているところです。

【事務局】

この話は、部活動の地域移行に関するものでして、今、学校でやっている部活動を廃止して外に出すというわけではなくて、中学校の中で実施できない部活動について、地域の例えばサッカークラブとか、剣道を教えてくれている団体に、中学校の部活動のような形で地域のクラブ活動として実施をお願いするというものです。

なので、ある意味では教員支援にもなりますし、ある意味では子どもたちの活動の幅を

広げるような取組と考えています。
運動１、文化１としているのは、実際に進めるに当たって、中学生、あと小学校６年生にアンケートを取らせていただいて、実際にこれからやってみたい部活とか、あるといいなという部活については、ニーズ調査の結果としては出ています。一方で、そういった取組を、例えば地域の団体であったり、スポーツスクラブがこちらのイメージしているような形で実施していただけるのかどうかというのは不確定なものですから、我々はこういったことを提案できますよというプロポーザル審査をさせていただこうと思ってございまして、4月以降に事業者を募集して、そこの中から選定をさせていただこうと考えています。
来年度は文化と運動を１個ずつと考えていますが、次年度以降についても、可能であれば毎年一つずつぐらいは増やしていきたいと、このような計画で考えているというものです。

【委員】
ありがとうございます。
一つずつ増やしていくということは、もっと増えるかもしれないというところですね。
そして、毎年変わるんでしょうかね。例えば、何か同じことを続けたいですね、子どもは、二、三年は。

【事務局】
ありがとうございます。
なので、毎年事業を変えていくという形ではなくて、お子さんに関わる仕事ですので、単純に技量を教えるだけではなくて、部活動ですから、メンタル的なサポートですとか、そういったこともやっていただける団体さんをしっかり選ばせていただいて、一度選んだら、よほど事故がない限りは継続して、その取組を続けていただく。
１年目は、例えば運動は１個しかないですが、次年度以降も公募をかけて失礼な言い方ですが、しっかり責任を持って運営していただける団体さんがあれば、そちらをまた選定して、２年目は２クラブが運営されていると、こういう形で進めていければと思っています。

【委員】
ありがとうございます。
なかなか教員の方も授業だけでも大変なのに、そういう部活動の指導までというと、成り手もなかなかいないし、残業みたいな形になって大変かと思うので、こういった事業はどんどん進めていただくのがいいと思います。
私ども地域で子ども食堂や学習支援事業をしているんですが、その中で地域の中学校に通う男の子たちが、バレーボールしたいんだけど、女子のバレーボールしかなくて、高校生の中でもバレー部が自分の高校にないので、それで地域でチームをつくって、大学生の学習支援講師をくっつけて、社会人登録して、体育館を借りてとかと結構大変なんですけども、寄附金で賄ってやっています。どこの子ども支援の団体も、それをやるというのは難しいので、こういったことを進めていただいて、北区でどこに住んでいる子どもたちで

も、何種類か自分たちの学校でやれないことを地域でやっていって、しかも自分の学校だけじゃなくて、ほかの学校に通う子どもたちと触れ合う機会にもなるので、本当にいい取組だと思うので、すごく期待しています。よろしくお願いします。

【会長】
ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。
それでは、最後に次第の３で、その他ということですが、事務局からご連絡等はありますでしょうか。

【事務局】
皆様のお席のほうに、お手元にまなびルーム「ありおーそ」というチラシを配らせていただきました。
先ほどの予算のところに不登校対応についての項目があったかと思いますが、一応、今年度の取組としてチラシを作成させていただいたので配付いたしました。
表のまなびルーム「ありおーそ」というのが、児童館の中に子どもたちの学びと居場所をつくったという事業になっています。
裏面をご覧いただきますと、先ほどバーチャル・ルーム「ステラ」のお話しも入っていたかと思いますが、それぞれ北区の取組といたしまして、不登校のお子様に対して実施しているものの一覧表になってございますので、後ほどご覧いただければと思っています。
また、先ほど予算のところでご説明があったとおり、令和７年度にはこちらのチラシにはないんですが、東京家政大学の中に新たに居場所ができる。
それから、校内別室支援員配置事業におきましては、このチラシでは中学校７校に事業を開示してございますが、７年度は中学校全部１２校に校内別室を配置する予定ということで、少しずつですが徐々に充実させていきたいと思っているところです。
以上です。

【会長】
ご説明ありがとうございました。ご質問等ありますでしょうか。
よろしいですか。ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、令和６年度第４回北区子ども・子育て会議を閉会します。今年度も皆様に大変ご尽力いただきまして、どうもありがとうございました。